



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1035	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1036	〃	(〃).....	1
1037	〃	(〃).....	2
1038	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1039	〃	(〃).....	3
1040	生活保護法による指定医療機関の休止	(〃).....	3
1041	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	3
1042	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	4
1043	〃	(〃).....	4
1044	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	4
1045	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	5
1046	川辺町周辺土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	5
1047	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
1048	〃	(〃).....	6

告 示

和歌山県告示第1035号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年9月3日まで縦覧に供する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年7月3日

2 名称

特定非営利活動法人万優会

3 代表者の氏名

森口匠

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市内原1754番地の7

5 定款に記載された目的

この法人は、一般県民に対して、福祉や住環境に関する事業を行い、生活環境の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1036号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年9月3日まで縦覧に供する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年7月3日

2 名称

特定非営利活動法人情報発信センター・たなべ

3 代表者の氏名

玉井洋司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市秋津町676番地の5

5 定款に記載された目的

この法人は、田辺市を中心とした地域の観光情報をあらゆる媒体を駆使し普及させるための各分野のエキスパートが中心となって設立するもので、地域の芸術・文化・歴史・観光・公共、あるいは、商店街・土産品・イベントなどあらゆる情報を整備し、総合的に管理・運営・発信することを目的とする。

和歌山県告示第1037号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年9月16日まで縦覧に供する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年7月14日

2 名称

特定非営利活動法人エルトゥールルが世界を救う

3 代表者の氏名

浦聖治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市井戸189番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、日本国民に対して、1890年の和歌山県串本沖におけるトルコ軍艦エルトゥールル号遭難救出劇、1985年のイラン・イラク戦争でのトルコ政府による邦人救出劇、これらの史実を多くの日本人へ伝えるべく、エルトゥールルの事故とイラン・イラク戦争の逸話を知らしめる活動に関する事業を行い、これに学び、両国民の持つ優れた人間的資質に今一度光を当てることにより、両国間の通商拡大および民間交流を図ると共に、トルコ共和国と日本国の相互協力による世界平和構築に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1038号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市医 27-1	松尾外科医院	有田市新堂97番地の1	平成 26. 6. 1
新薬 30-25	オレンジ薬局新宮店	新宮市新町3-2-15	平成 26. 6. 30

和歌山県告示第1039号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	廃 止 年 月 日
田訪 6-17	社会福祉法人上秋津福 社会	田辺市上秋津2310-9	訪問看護ステーション あきつ	田辺市上秋津2310-9	平成 26. 6. 30

和歌山県告示第1040号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
有薬 34-26	タオ薬局	有田郡湯浅町吉川51-41	平成 26. 6. 30

和歌山県告示第1041号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市医新 1-26	宮井クリニック	有田市宮原町須谷533-1	平成 26. 7. 1
有医新 1-26	くすばやし医院	有田郡有田川町金屋256-1	平成 26. 7. 1

新薬新 1-26	オレンジ薬局新宮店	新宮市仲之町2丁目3-2	平成 26.7.1
岩薬新 1-26	あおば薬局	岩出市金池390-1 グリーンヒル金池101号	平成 26.8.1

和歌山県告示第1042号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人はしもと	日高郡美浜町田井400-1	老人保健施設プラトン	日高郡美浜町田井402-1	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成 26.7.28

和歌山県告示第1043号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-38	すみれ訪問看護ステーション	紀の川市上田井1083-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 26.7.31
株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-38	すみれ訪問介護事業所	紀の川市上田井1083-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.7.31

和歌山県告示第1044号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
紀柔 15-26	倉橋敏史	くら鍼灸整骨院（柔道整復）	紀の川市東国分407-8	平成 26.5.22
田柔 42-26	井上博紀	いのうえ鍼灸整骨院（柔道整復）	田辺市宝来町25-6 SunRiseビル1F	平成 26.5.27
橋柔 30-26	田所義章	田所鍼灸整骨院（柔道整復）	橋本市隅田町中島107-1	平成 26.6.12

橋あ 21-26	田所義章	田所鍼灸整骨院(あん摩マッサージ)	橋本市隅田町中島107-1	平成 26.6.12
海南柔 45-26	濱端啓文	ひろ整骨院(柔道整復)	海南市下津町丁96-1	平成 26.6.23
西柔 25-26	野田佳史	のだ鍼灸整骨院(柔道整復)	西牟婁郡上富田町朝来98-12	平成 26.6.26
海南柔 46-26	後藤勉	後藤接骨院(柔道整復)	海南市船尾213-1 新前田ビル1F	平成 26.6.27

和歌山県告示第1045号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ロウズ365岩出北店

和歌山県岩出市今中119-1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第285号

3 意見の概要

特になし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成26年8月19日から同年9月19日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1046号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員(平成26年8月1日就任)

職名 氏名 住所

理事 松本秀司 日高郡日高町大字志賀993番地

和歌山県告示第1047号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1048号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)